

## 集団調停での統一教会の誠実な対応を求める弁護団長談話

- 1 当弁護団は、2023年（令和5）年7月31日、東京地方裁判所に集団調停を申し立て、相手方である統一教会に対して被害者109名（申立人としては102名）が35億7774万7639円の支払を求めました。2024年（令和6）年1月29日、裁判所で第1回調停期日（進行についての打合せの期日）が開かれ、当弁護団と統一教会の代理人が出席しました。

当弁護団は、被害者の中には高齢の方や生活困窮されている方も多きことを裁判官に説明し、早期公平な解決を求めました。

そして、打合せの結果、統一教会側において2024年（令和6）4月26日までに、調停申立書に対する答弁書を準備することになり、第2回調停期日（進行についての打合せの期日）が同年6月5日午前10時半～に開かれることになりました。

- 2 当弁護団は、今回の期日にあたり4通の準備書を提出しました。

これら4通の準備書は、それぞれ、①相手方である統一教会の概要・その伝道手法と違法性判断について（申立人ら準備書面（1））、②従前の裁判で司法判断が確立している争点について（申立人ら準備書面（2））、③除斥期間について（申立人ら準備書面（3））、④献金記録の開示について（申立人ら準備書面（4））を内容とするもので、その概要は別紙「申立人ら準備書面（1）～（4）の概要」に記載したとおりです。

いずれも、裁判官の本件事案の理解を促進し、既に司法判断が確立した争点について徒に蒸し返さないように求め、また形式的に除斥期間を経過した被害についても救済されるべきことを論じ、さらには献金記録の開示を求めることにより、誰一人取り残すことのないように早期公平な解決を図ろうとするものです。

- 3 今回、統一教会側において、期日に代理人が出席し本調停そのものに対応してきたこと自体は評価できます。しかし、交渉段階と同じように、これまでの司法

判断すら無視し、いたずらに事実・評価を争うのであれば、単に解決を引き延ばして被害者の苦しみを長引かせるだけであり、甚だ不誠実だと言わざるを得ません。それに留まらず、被害者へ誠実に対応しないことは、それ自体が、現在東京地方裁判所で審理中の解散命令請求事件でも宗教法人法上の解散事由（同法第81条1項1号2号前段）を基礎付ける事情となり得るといえます。

今回の申立人らについては、本調停申立て前に、2023年（令和5）年2月の第一次通知以降、既に集団交渉を行っており、統一教会側でも申立て内容を把握し一度は調査を行っているものです。4月の答弁書提出までは十分な時間があるといえますから、統一教会に対しては、改めて十分な調査と献金記録の開示を行うように求めます。

本調停において早期公平な解決を図れるか否か、統一教会が自ら公言した「誠意を尽くして対応し、早期に解決を図る」ことが実現できるか否かは、全て統一教会側の対応にかかっています。当弁護団は、統一教会に対して、本調停において真に被害者に寄り添った真摯な対応を取るよう強く求めるものです。

2024（令和6）年2月8日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 村越 進

(別紙)

### 申立人ら準備書面（１）～（４）の概要

- 1 2024（令和6）年1月29日付け「申立人ら準備書面（１）（相手方の概要・その伝道手法と違法性判断について）」（別紙含め40頁）

申立人らは、いずれも、統一教会による違法な伝道勧誘、献金勧誘ないし物品販売行為により被害を受けた者ら（ないしその家族、相続人ら）です。もとより、それぞれの被害の詳細は様々ですが、違法性の根幹となる要素という観点から見ると共通性があります。

そこで、本準備書面では、違法性を論じる前提として統一教会の概要を述べ、若者の場合と壮婦（中高年女性）の場合の、統一教会による典型的な伝道教化手法の概要について明らかにした上、従前の裁判例が示してきた違法性の判断基準に照らした場合に、申立人らの被害がその共通性からして信者個人によるものではなく統一教会の違法な行為によるものであることについて、論じています。

- 2 2024（令和6）年1月29日付け「申立人ら準備書面（２）（従前の裁判で判断が確立している争点について）」（18頁）

統一教会は、本調停に先立つ交渉段階において、過去の裁判例で既に裁判所の判断が確立しているといえる争点についても、一から全て争う姿勢を示していました。本調停でも同様の主張を行う可能性があります。このような蒸し返しにより徒らに時間が浪費されるべきではありません。

そこで、本準備書面では、統一教会とは別に信徒会なる組織が実在するか、物品販売行為の責任、韓国清平での宗教儀式参加・献金等の責任という3つの争点について、それぞれ過去の裁判例で、統一教会側の主張を否定する裁判所の判断が既に確立しており、本調停での統一教会側の反論も認められないことを論じています。

3 2024（令和6）年1月29日付け「申立人ら準備書面（3）（除斥期間について）」（13頁）

統一教会は、本調停に先立つ交渉段階において、申立人らの請求のうち被害から20年を経過した事案について「除斥期間」（期間内に権利行使しないと権利が当然に消滅するという制度）による一律の権利消滅を主張しています。

しかし、近時の裁判例や民法改正の議論に照らせばこのような統一教会側の主張は許されないというべきであり、20年を経過した被害についても救済されるべきです。20年の期間制限は「除斥期間」ではなく、中断等が認められる「消滅時効」と解すべきであり、また、統一教会が権利消滅を主張することは権利濫用にあたり、正義・公平の理念にも著しく反し許されないというべきです。本準備書面では、裁判例等を引用しながらこのような主張を行っています。

4 2024（令和6）年1月29日付け「申立人ら準備書面（4）（献金記録の開示について）」（別紙含め66頁）

申立人らは、本調停に先立つ交渉段階において、統一教会に対して献金記録の開示を繰り返し求めてきましたが、統一教会はこれに応じない姿勢を示してきました。

統一教会が献金記録を有していることは、過去の様々な資料から明らかです。そして、本件の早期解決を図るためには、まずは客観的な献金記録について、統一教会側が任意の開示に応じることが極めて重要です。公益法人たる統一教会が、合理的理由なくこれら献金記録の開示に応じないのは、極めて不誠実であると言わざるを得ません。

本準備書面では、このような趣旨に基づき、統一教会に対し献金記録の開示を改めて求めています。